

## ○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣 下村 博文

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ  
る。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定める

ところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第七十九条中「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「第五十一条又は」を「」とあるのは「第七十条」と、「第五十一条」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第七十六条））」と、「」に改め、「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第七十六条）」を削り、「第四十六条」との下に「第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と」を加える。

第一百八条第一項中「第五十六条まで及び」を「第五十六条の三まで及び」に、「第七十条」を「第七十条第一項、第五十一条及び第五十二条」とあるのは「第七十条並びに第一百八条第一項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と」を加

える。

第三百三十二条の二の次に次の二条を加える。

第三百三十二条の三 特別支援学校の小学部又は中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第三百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

#### 附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。